

港湾局管理施設放置自動車処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、放置等を禁止する区域及び物件の指定（平成20年3月14日告示第149号）により告示した放置等を禁止する区域のうち陸域（以下「放置等禁止区域」という。）を適正に管理するため、放置等禁止区域に放置されている自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）に対する措置に関し必要な事項を定め、施設の良い保全と快適な環境の維持を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次のとおりとする。

(1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年6月1日号外法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年7月12日号外法律第87号）第2条第2項に規定する使用済み自動車に該当するものを含む。）をいう。

(2) 原動機付自転車 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車並びにこれらの部品をいう。

(3) 放置 所有者が乗車しておらず、直ちに移動できない状態で自動車等を駐車している場合であって、次のいずれかに該当するときをいう。

ア 市長から利用許可を受けて利用すべき駐車施設その他の港湾施設に、当該利用許可を受けずに、又は当該利用許可の条件に違反して、駐車しているとき。

イ 市長が標識等により自動車等の駐車を禁止した港湾施設（道路を含む。）、港湾用地その他の場所（以下「港湾施設等」という。）に駐車しているとき。

ウ 市長が港湾施設等に駐車している自動車等について、港湾における交通

や荷役を妨げ、周囲に危険を生じさせ、その他港湾機能に支障を現に生じさせていると認め、又は生じさせる可能性があるとして認め、当該自動車等の所有者等に対し期限を定めて移動を指示した場合（当該自動車等にその指示書を貼付した場合を含む。）であって、当該期限までに移動しなかったとき。

(4) 放置自動車 放置等禁止区域内に放置されている自動車等をいう。

(5) 所有者等 放置自動車の所有者又は使用者をいう。

(6) 廃物 相当な期間置かれている物件で本来の用に供することが困難な状況であること等を市長が認定したものをいう。

(現地調査)

第3条 放置等禁止区域内において放置自動車を発見したとき又は通報があったときは速やかに現地調査を行う。その際に、次の事項を行う。

(1) 自動車及び原動機付自転車の状況が確認できる写真を撮る。

(2) 自動車登録番号標、車両番号標及び原動機付自転車番号標（以下「ナンバープレート」という。）並びに車台番号等を確認する。

2 ナンバープレートがない場合であって、当該自動車のドア等の開閉が出来る場合においては、車内を調査し所有者等が推定できる書類等の有無を確認する。なお、この調査で発見された有価物については遺失物として扱う。原動機付自転車についても同様の処理を行う。

3 調査後、確認できた内容を記載した放置自動車調書（第1号様式）（以下「調書」という。）を作成する。なお、当該放置自動車についての経過や対処については調書に記載し保存する。

4 調査後、概ね7日以上経過しても移動又は撤去されない場合、港湾法（昭和25年5月31日法律第218号）第56条の4に規定する監督処分の対象とする放置自動車に認定（以下「認定放置自動車」という。）する。

ただし、放置自動車のうちナンバープレートのある自動車及び道路運送車両法の保安基準第1条第2項、第2項の2並びに2項の3に規定する、被けん引自動車等（被けん引自動車、ポールトレーラー及びセミトレーラーをいう。）については、調査後直ちに認定放置自動車とする。

（警告書の貼付）

第4条 認定放置自動車の所有者等に対し、当該物件の撤去を促す警告書（第2号様式）を当該認定放置自動車に貼付する。

2 市長は、前項に規定する警告書を貼付した後、移動又は撤去された認定放置自動車が、再び放置を行った場合、当該認定放置自動車及び所有者等に対して、放置を行わせないよう対策及び措置を講じるものとする。

（所有者等の調査）

第5条 市長は、第3条第3項の放置自動車調書を基に関係各所に所有者等の調査を行うとともに、所轄警察署に当該物件の犯罪性の有無について照会（第4号様式）を行う。

2 前項の調査の結果、当該認定放置自動車に犯罪性が判明したときは、所轄警察署の指示に従う。

3 第1項の調査により所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し撤去命令書（第5号様式）により当該認定放置自動車の撤去を命ずることができる。

（火災処理）

第6条 火災により破損した放置自動車については所轄警察署とその処理について協議を行う。

（公告）

第7条 ナンバープレート等がなく第5条に規定する調査が行えない場合又は第5条に規定する調査及び照会をした結果、所有者等が判明しない場合は、

廃物として港湾法第56条の4の規定に基づき当該認定放置自動車を14日後に処分する旨の公告の手続きを行う。

2 市長は、前項の公告を行うと同時に当該認定放置自動車に撤去通告書（第6号様式）を貼付する。

（廃物認定）

第8条 前条第1項に規定する廃物であることの認定は、川崎市放置自動車対策連絡協議会設置要綱第2条第5号で定めた廃物認定基準に基づき行うものとする。

（処分）

第9条 市長は、前条の規定に基づき廃物認定された認定放置自動車の撤去及び処理を行う。

（庶務）

第10条 この要綱に関する庶務は、港湾局川崎港管理センター港営課が処理する。

（委任）

第11条 この要綱に定めのない事項については、別途港湾局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

（廃止）

2 ふ頭構内（東扇島・千鳥町）放置車両処理要領（平成4年12月1日施行）は廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。